

委員会提出決議案第1号

議案第50号平成29年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）に
に対する附帯決議について

地方自治法第109条第6項の規定により、議案第50号平成29年度山陽
小野田市一般会計補正予算（第2回）に対する附帯決議を別紙のとおり提出す
る。

平成29年6月28日提出

提出者 一般会計予算決算常任委員長 小野泰

議案第50号平成29年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）に
対する附帯決議

本市議会は、議案第50号平成29年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）に対し、下記のとおり決議する。

記

1 効率的かつ安定的な市政運営を行うためには、計画行政の遂行が極めて重要であることから、平成28年9月定例会において「計画的な市政運営を求める決議」を全会一致で可決し、しっかりとした計画の下、市政運営を適切に行うよう要請したところである。しかしながら、委員会審査において、「中長期的な展望を踏まえた計画とは思えない」という指摘が多く出された。

については、新体制においては、しっかりとした計画の下、市政運営を適切に執行すること。

2 多くの市民が利用する市民館が、耐震診断の結果、大地震時に崩壊する危険性が高いことが、委員会審査で初めて明らかになった。

については、このような市民に重大な影響を及ぼす案件は、速やかに公表し、市の説明責任を果たすとともに、適切な対応をすること。

平成　　年　　月　　日

山陽小野田市議会